

富士見市歯と口腔の生涯健康づくり条例

平成26年3月25日

条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健^{くわう}の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づく歯科口腔保健の推進に関し基本理念を定め、市、歯科医療業務従事者、保健等業務従事者等及び市民の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本的な事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。
- (2) 歯科医療業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 保健等業務従事者等 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野に関する業務に従事する者（前号に規定する歯科医療業務従事者を除く。）及びこれらの業務を行う機関をいう。

(基本理念)

第3条 歯科口腔保健の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じ、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、国及び埼玉県との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、歯科口腔保健の推進に当たっては、歯科医療業務従事者及び保健等業務従事者等との連携及び協力に努めるものとする。

3 市は、市民に対して歯科口腔保健の推進に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(歯科医療業務従事者の責務)

第5条 歯科医療業務従事者は、歯科口腔保健に資するよう、適切にその業務を行うとともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健等業務従事者等の責務)

第6条 保健等業務従事者等は、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（以下「歯科検診」という。）及び保健指導を受け、歯科口腔保健に努めるものとする。

(施策の基本的な事項)

第8条 市は、歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 8020運動（80歳で自分の歯を20本以上保つことを目標とする歯の健康づくりのための運動をいう。）、歯と口の健康週間等を活用した歯科口腔保健に関する正しい知識及び取組の普及啓発に必要な事項
- (2) 定期的な歯科検診の受診及び歯科に関する保健指導の促進に必要な事項
- (3) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯科口腔保健の推進に必要な事項
- (4) 妊娠中における歯科疾患の予防、早期発見その他の母体の健康の保持及び胎児の健全な発育を図るために必要な事項
- (5) 障がい者、介護を必要とする高齢者その他の者であって、定期的に歯科検診を

受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受
けること等又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な事項

(6) 食育の観点からの歯科口腔保健の推進に必要な事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を推進するために必要な事項
(行動計画の策定)

第9条 市長は、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進するため、生涯にわたって
間断のない歯及び口腔の健康づくりに関する行動計画を策定する。

(財政上の措置)

第10条 市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を
講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長
が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。